

業務委託契約書（案）

委託者 沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）
とは、令和8年度ダイオキシン類測定業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、大気、水質、底質及び土壌中のダイオキシン類による汚染状況を把握し、発生源監視及び基地周辺公共用水域の監視をもって健康被害の未然防止に資するため、ダイオキシン類の測定業務を乙に委託するものである。

（委託料）

第2条 業務の契約金額（以下「委託料」という。）

金 円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円）

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（委託期間）

第3条 この業務の委託期間は、契約締結日から令和8年3月19日までとする。

（契約保証金）

第4条 沖縄県財務規則第101条第1項に基づき契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に基づく証明等を行う場合は免除する。

（仕様書）

第5条 乙は、別添特記仕様書（1）及び（2）（以下「仕様書」という）に基づき、委託業務を完了しなければならない。

（権利の譲渡等の制限）

第6条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合にあってはこの限りではない。

（一括再委託等の禁止）

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中断することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(一般的損害)

第10条 この契約の委託業務報告書及び仕様書に定める書類一式（以下「目的物」という）の引渡前に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 委託業務の処理について、第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、その賠償の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。

(検査及び引渡)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、遅延無く甲に対して目的物を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の目的物を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果、不合格になり、目的物について補正を命じられたときは、乙は、遅延無く当該補正を行い、甲に補正完了の届出及び目的物を提出して再検査を受けなければならない。
- 4 委託業務の引渡しは、第2項の検査又は前項の再検査に合格したことをもって完了とする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求の内容が適正であると認めたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における違約金)

第 14 条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかであると認められる場合であって、履行期間経過後相当の期間内に完了することができる」と認めるときは、乙から違約金を徴収して、履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、同項に定める相当の期間内において、履行期間満了の日の翌日から起算して委託業務が完了した日までの日数について、契約金額に年 3.0%の割合で計算した額とする。

3 乙は、甲がその帰すべき事由により、第 14 条第 2 項に定める期間内に委託料の支払いを行わない場合にあつては、甲に対し、当該金額に年 3.0%の割合による違約金の支払いを請求することができる。

(甲の契約解除権及び損害賠償金)

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は損害賠償金として契約金額の 100 分の 10 相当額を甲に支払わなければならない。

(1) 乙が正当な理由無く、甲に対し契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙が正当な事由なしに、30 日以内に委託業務を着手しないとき。

(4) この契約の規定に違反したとき。

(5) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人等に不正な行為があつたとき。

(契約解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第 17 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約

に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等の排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害の負担)

第 18 条 甲は、前 3 条の規定する場合の他、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により、その契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。

(不当介入に関する通報・報告)

第 19 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権)

第 20 条 乙がこの委託業務により取得した著作権は、甲の権利とする。

(乙の契約解除権及び損害賠償金)

第 21 条 乙は、次の各号の一つに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、甲は当該損害を賠償しなければならない。

(1) 甲が第 9 条の規定により業務内容を変更し、又は一時中止したため、契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 甲がこの契約に違反したことによって、乙が当該契約を完了することが不可能となるに至ったとき。

2 前項による損害賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(秘密の保持)

第 22 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 23 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない

2 甲は、本契約に履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(契約不適合責任)

第 24 条 甲は、第 12 条第 4 項に規定する引渡しの完了の日の翌日から起算して、1 年以内限り、乙の責めに帰すべき契約の内容に適合しないものについて補修を求めることができる。

2 甲は乙に対し、前項の契約の内容に適合しないものにより生じた損害の賠償を請求することができる。

(費用の負担)

第 25 条 この契約の締結及び履行に関し必要な経費は、乙の負担とする。

(消費税率の改訂に伴う留意事項)

第 26 条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(契約外の事項又は契約についての疑義)

第 27 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について、疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定める。

以上の契約締結の証として契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

氏名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住所

氏名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。
また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。

また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

(1)再委託を行う業務の内容

(2)再委託で取り扱う個人情報

(3)再委託の期間

(4)再委託が必要な理由

(5)再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)

(6)再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7)再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)

(8)再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該

再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。